

事業計画（茨城県ひたちなか市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

被災前の現況高へ復旧予定
茨城沿岸：T. P+4.1m～5.5 m（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年9月に策定^{※1}済み。

これに基づく本復旧工事については、平成23年10月に工事着工^{※2}しており、計画的に復旧を進め平成24年3月の工事完了を目指す。

※1 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成23年度における成果

- ・被災した地区海岸において、平成24年3月までに本復旧工事を完了した。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
ひたちなか市	阿字ヶ浦	996	護岸、離岸堤、突堤	4.10	4.10	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.3	完了済み	本工事		

2. 河川対策

【国管理河川（那珂川）】

- ① 那珂川^{※1}では、ひたちなか市で21箇所（那珂川では129箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、全ての箇所において被災前の堤防形状までの応急対策を完了済。平成24年3月末時点で17箇所について、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了済。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの4箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を完了予定。
- ③ 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成24年出水期には問題のないことを確認した段階で、元の水準まで引き上げる予定。
- ④ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、17箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの4箇所の全てについても本復旧工事に着手。
- ⑤ 平成24年度の成果目標
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系那珂川水系^{※1}の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、12箇所^{※2}で災害復旧事業を実施。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い1箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計・地元調整等の施工準備が整った全12箇所を着手済であり、うち1箇所を完了。
- ② 平成24年出水期（6月頃～）までに、11箇所（累計全12箇所）の本復旧を完了予定。

③ 平成23年度における成果

- ・全箇所（12箇所）で災害査定を完了
- ・全箇所（12箇所）で本復旧に着手
- ・1箇所で大復旧を完了

④ 平成24年度の成果目標

- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：11箇所（累計全12箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動する

3. 漁港

① 被害状況

漁港数：2 漁港（大洗町との境にある那珂湊漁港含む）

被災漁港数：2 漁港

② スケジュール

ひたちなか市内の各被災2 漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成26年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

4. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：那珂湊
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
設計、工事を順次行う。

5. 復興まちづくり

(1) 造成宅地滑動崩落緊急対策

- ① 地区名：馬渡地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
滑動崩落防止のための工事を行う。

(2) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<ひたちなか市立学校・幼稚園>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の27校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる24校と1園については、平成24年内の復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた平磯小学校、磯崎小学校の2校については、校舎等の本格復旧と校舎の建設を計画的に進め、平成24年内の復旧完了を目標とする。

<ひたちなか市立学校給食センター>

東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した学校給食センターについては、平成23年4月14日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年5月13日に完了した。

<県立学校>

ひたちなか市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校については、比較的軽微な被害に留まったため、平成23年度内に復旧した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園4園については、比較的軽微な被害に留まっており、平成23年度内に事業着手し、平成23年度内に復旧完了した。

② 大学等

(i) 国立大学等

東日本大震災により被災した2法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの2団地については、比較的軽微な被害に留まっており、平成24年3月下旬までに復旧が完了した。

③ 公立社会教育施設

<ひたちなか市中央図書館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した中央図書館については、平成23年4月19日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年5月31日に完了した。

<ひたちなか市中央公民館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した中央公民館については、平成23年3月28日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年10月5日に完了した。

<ひたちなか市文化会館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した文化会館については、平成23年7月15日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年11月30日に完了した。

<ひたちなか市那珂湊体育館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した那珂湊体育館については、平成24年内の復旧完了を目標とする。

<ひたちなか市埋蔵文化財調査センター>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した埋蔵文化財調査センターについては、平成23年8月3日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年9月21日に完了した。

<ひたちなか市松戸体育館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した松戸体育館については、平成23年9月12日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年12月20日に完了した。

<ひたちなか市ふれあい交流館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したふれあい交流館については、平成 23 年 8 月 1 日に施設の復旧に取り掛かり、平成 24 年 3 月 13 日に完了した。

6. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、市内約30箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6弱を観測したひたちなか市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

7. 液状化対策

- ① 地区名：那珂湊地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討を開始。
今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
地盤沈下の解明に特化した地質調査を行うとともに液状化判定による対策工を検討する。

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 25 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。また、その他の災害廃棄物についても、平成 23 年 9 月までに仮置場への移動を完了している。
- ③ 公共物等解体の対象の建築物については、繰越で 24 年度に行う。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 24 年 3 月までに処分をするが、解体家屋の瓦など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月を目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(茨城県ひたちなか市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	<p>応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧 (逐次完了し、全ての区間について3月までの完了を目指す。)</p>																
2. 河川対策 (国管理河川:那珂川)	<p>応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧 平成24年度出水期(6月頃)までに、被災前と同程度の安全水準までの堤防機能を確保 出水期 (※)避難判断水位等を引き下げて運用</p>																
(県・市町村管理区間)	<p>応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧 出水期</p>																
3. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1)漁港	<p>23年7月にがれき撤去完了 26年度末までに漁港施設の復旧の完了を目指す</p>																
4. 復興住宅(災害公営住宅等)	<p>住宅復興計画の策定 具体的な計画が決まったものから順次、設計、工事着手、管理開始。</p>																
5. 復興まちづくり (1)被災した造成宅地について	<p>緊急対策工事のための実施設計を開始 実施設計が完了した地区より工事に着手</p>																

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
(2) 学校施設等																	
幼稚園・小中高等学校等																	
<市立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
大きな被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧(本格復旧及び校舎の建設)																
<県立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
大学等																	
<国立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	校舎等の本格復旧																
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<私立社会教育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																
6. 土砂災害対策																	
	土砂災害危険箇所の点検等																
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																

	H23				H24				H25				H26				H27以降		
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
7. 地盤沈下・液状化対策																			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討 今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手 </div>																		
8. 災害廃棄物の処理																			
	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																		
	 (その他の災害廃棄物)																		
																			
	(中間処理・最終処分)										(木くず、コンクリートくずの再生利用)								